

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨

我が国においては、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが、資源の大量消費によるごみの大量発生と、その処理に伴う環境への負荷やコストの増大を招くため、資源循環型の社会への転換を求められております。

平成12年の循環型社会形成推進基本法の制定を機に、排出抑制・再使用・再生利用がより進む社会経済システムの構築を目指し、各種個別のリサイクル法等の法体系の整備が進められてきました。

国際的には、2015年に国連において全会一致で採択された「持続可能な開発目標 SDGs（エス・ディー・ジーズ）」をはじめ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、持続可能な循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

近年では、食品廃棄物の削減、使用済製品からの有用金属の回収など、より一層の推進が図られており、併せて、災害時の廃棄物処理システムの強化も進められています。

今後想定される人口減少による超高齢化社会に伴う人口動態の変化、また、市民のライフスタイルの多様化などによる廃棄物処理システムの変化に的確に対応するためには、市民、事業者、行政が協働し、今まで以上に廃棄物の減量化及び資源化の必要性を認識し循環型社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

熊谷市（以下、「本市」という。）では、平成21年度に平成30年度を計画目標年度とした「熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。3R（リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生））の推進を基本として「リサイクルフェアの開催」や「マイバッグ・マイ箸・マイボトル使用の推進」など様々な施策を展開し、その結果として平成29年度は平成20年度比でごみ排出量が6,290t減少しましたが、計画目標値に対する達成率は約65.7%と厳しい状況となっています。

こうしたことから、一般廃棄物の適正処理、5R（リフューズ（拒否）、リデュース、リユース、リペア（修理）、リサイクル）による循環型社会への更なる推進、大規模な災害への備えなど、長期的視点に立った基本的な方針を明確に示す「第2次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

## 第2節 計画の位置付け

### 1 計画の体系

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、策定したものであり、「第2次熊谷市総合振興計画」や「第2次熊谷市環境基本計画」に則し、国や埼玉県等の計画と整合を図るものです。

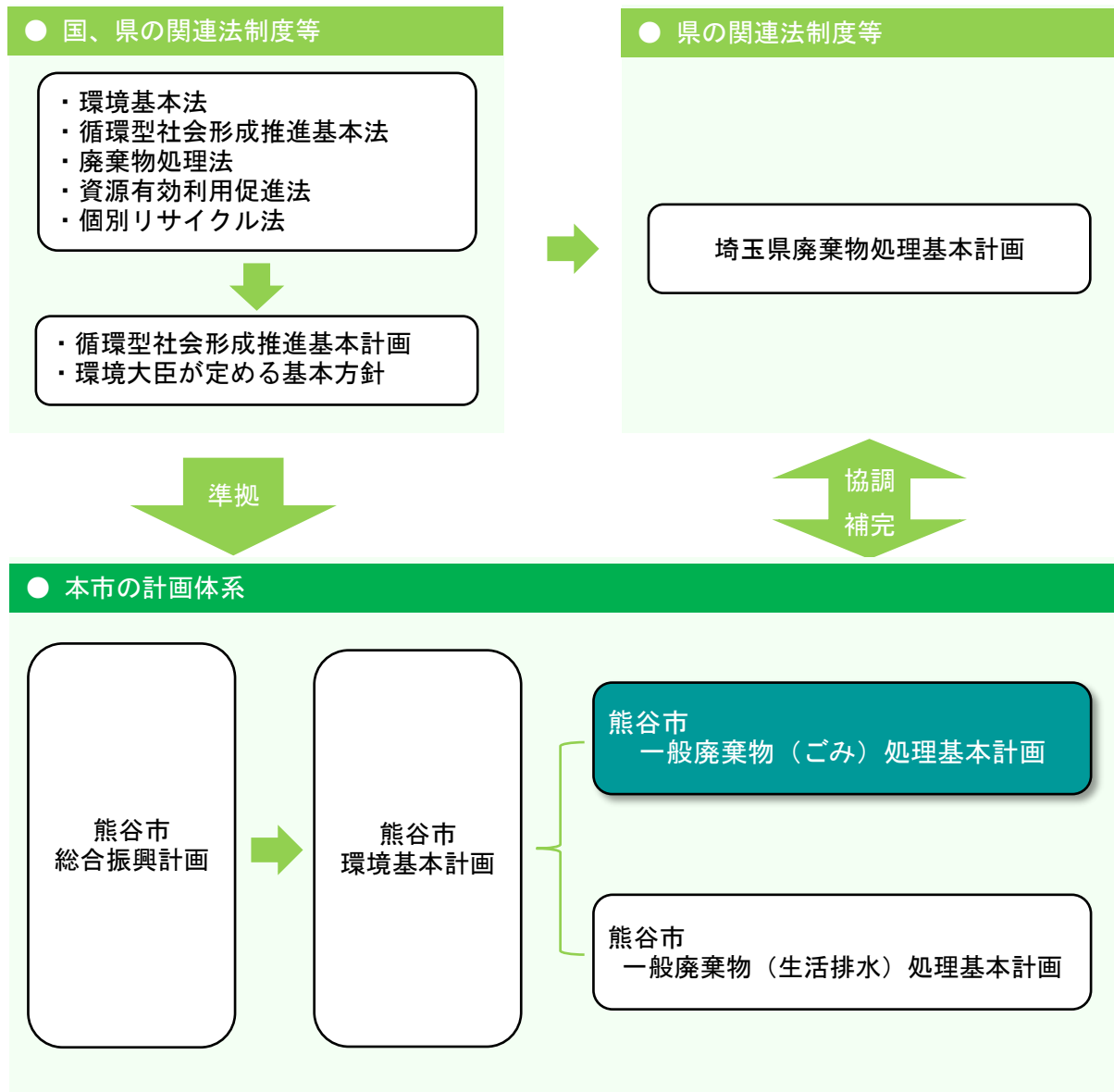


図1-1 計画の位置付け

## 2 国、埼玉県の動向

国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進しています。平成 30 年 6 月には第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の 7 つの方向性が示されました。

この中では、これまで推進されてきた分別の徹底、廃棄物の減量化、廃棄物の適正処理等に加え、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、予防的見地に立って発生抑制に取り組むことや、2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に示された、2030 年を期限とする 17 の「持続可能な開発のための目標 SDGs」の中で、食品ロスの削減の取組を推進することなどが示されています。また、近年頻発している大規模災害に備えるべく、災害廃棄物処理体制の構築について、災害廃棄物処理計画の策定、一般廃棄物処理施設の早期強靱化などが求められています。

最近では、マイクロプラスチックによる海洋汚染の問題が国際的な問題として注目され、国の中央環境審議会において、レジ袋の有料化やペットボトル等使い捨てプラスチック類の排出削減の検討が進められています。

埼玉県では、平成 28 年 3 月に「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定され、目指すべき方向性を「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」としています。また、「3R の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」及び「災害廃棄物対策の推進」が施策の 4 つの柱として示されています。

この中で、重点的な取組を行う施策として、「食品ロス削減の推進」、「食品廃棄物バイオマスの利用推進」、「不法投棄監視の徹底」、「災害廃棄物処理計画の策定」などが示されています。

また、平成 30 年度に入り、マイクロプラスチック問題の解決に向け、埼玉県を含む 9 都県市（首都圏の 4 都県及び 5 政令市）において、使い捨てプラスチックの使用削減や屋外で使用したプラスチック製品の回収徹底等の取組の検討を進めています。

### 3 市の上位計画

#### (1) 第2次熊谷市総合振興計画（平成30年3月）

～将来都市像～

子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷 ～輝く未来ヘトライ～

第2次熊谷市総合振興計画は、平成30年度から平成39年度を計画期間とした10か年にわたる長期計画です。本市の自然や歴史、そして文化を次世代の子どもたちに継承し、持続可能なまちづくりを目指すために8つの政策を掲げています。この8つの政策ごとに具体的な取組として施策を定め、目標値が定められています。

一般廃棄物（ごみ）に関する施策としては熊谷市総合振興計画ではリデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生）の3Rを基本としていましたが、第2次熊谷市総合振興計画から、リフューズ（拒否）とリペア（修理）を加えた5Rを基本とした計画に修正しました。

#### ● 基本方針

市民一人一人が、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）に取り組み、ごみの減量と資源の有効活用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

#### ● 施策体系

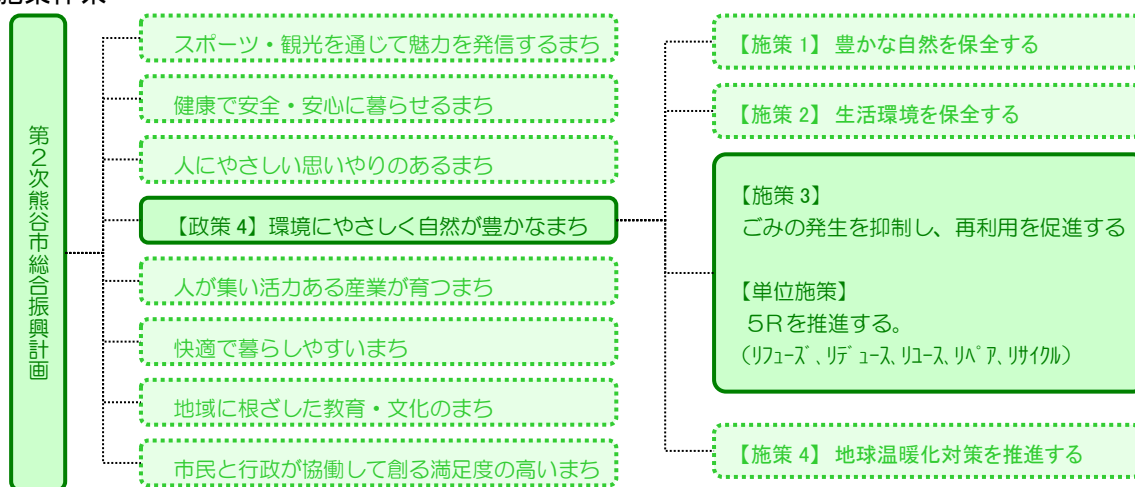


図1-2 第2次熊谷市総合振興計画の施策体系図

#### ● 主な取組

- ①マイバッグの利用（レジ袋の削減）の推進
- ②生ごみ水切り運動の推進
- ③食品の食べきり運動の推進
- ④家庭内での生ごみ再資源化の推奨
- ⑤市主催フリーマーケットの開催
- ⑥リサイクルフェアの開催
- ⑦エコショップ認定制度の推進
- ⑧リサイクル活動（資源集団回収）の推進
- ⑨ごみ分別アプリの配信
- ⑩子供向け環境学習講座（エコスクール）の実施

## (2) 第2次熊谷市環境基本計画（平成30年3月）

～将来の環境像～

豊かな自然 未来へ育み伝えるまち 熊谷

第2次熊谷市環境基本計画は、平成30年度から平成39年度を計画期間とした10か年にわたる長期計画です。第2次熊谷市環境基本計画では4つの環境目標があり、その目標を達成するための基本方針と施策を掲げています。そのうち一般廃棄物に関するものは環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」における基本方針Ⅰ-3「循環型社会の構築」があり、目標値が定められています。

### ●基本方針Ⅰ-3 「循環型社会の構築」

本市では、分別の徹底と再資源化により、ごみの減量を進めており、一人当たりのごみの排出量は、近年減少の傾向を示しています。今後は市民や事業者が一体となって、3Rを細分化した5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）への意識啓発を拡充し、資源循環型社会の形成を目指します。

### ●施策体系

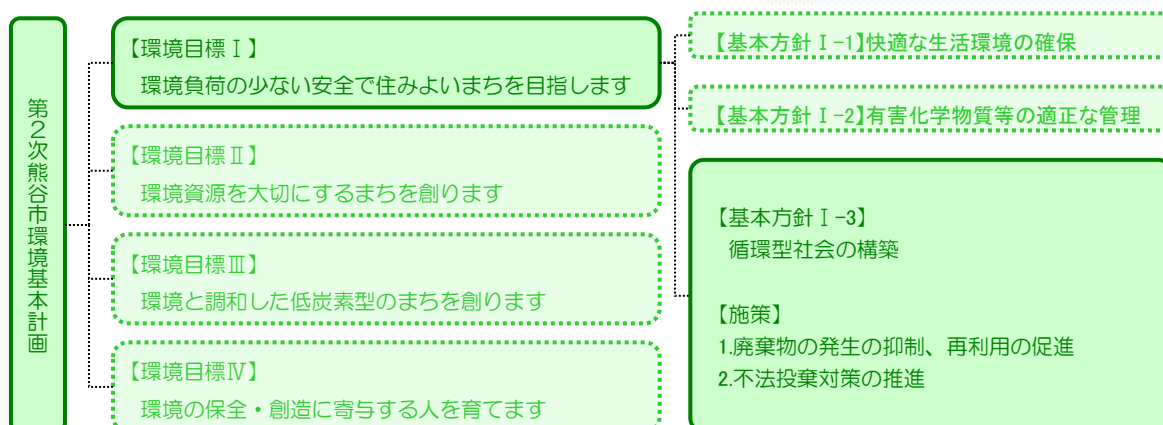


図1-3 第2次熊谷市環境基本計画の施策体系図

#### 取組1 廃棄物の発生の抑制、再利用の促進

- ①5R運動の推進
- ②ごみの排出抑制への支援
- ③ごみの資源化の推進
- ④計画的な廃棄物処理の推進

#### 取組2 不法投棄対策の推進

- ①産業廃棄物対策
- ②ごみの散乱防止策の啓発

(3) 上位計画における目標値

第2次熊谷市総合振興計画及び第2次熊谷市環境基本計画においては、次のとおり成果指標を定めています。

表 1-1 上位計画の目標値

成果指標 \ 年度	現状 平成28年度 (2016)	中間目標 平成34年度 (2022)	計画目標 平成39年度 (2027)
市民1人1日当たりのごみ (一般廃棄物)排出量 (g/人・日)	1,114	1,050	1,000
ごみの資源化率(%)	22.2	24.0	25.0

### 第3節 計画の対象

#### 1 計画対象区域

本計画の対象区域は熊谷市全域とします。

#### 2 対象となる廃棄物の分類

本計画では一般廃棄物の内の家庭系ごみと事業系ごみを対象としています。

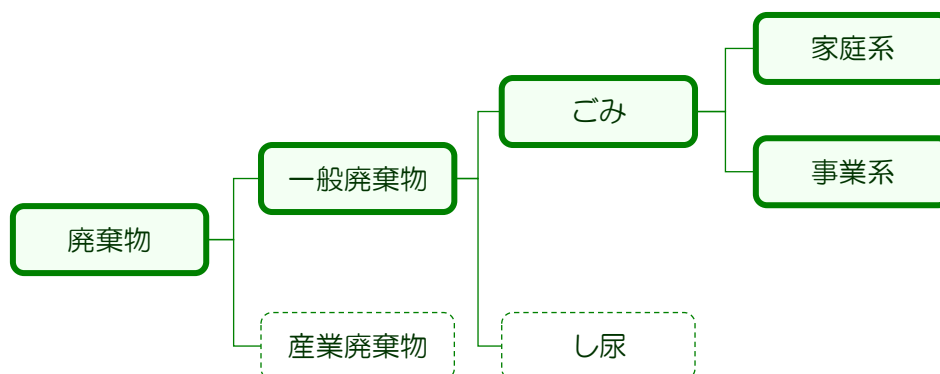


図1-4 計画の対象範囲

#### 3 ごみの分別区分

本計画の対象となる家庭系ごみ・事業系ごみの種類は、大きく分けると「燃えるごみ」、「資源物（紙類）」、「粗大ごみ」、「燃えないもの[カン（資源物）、ビン（資源物）、ペットボトル（資源物）、不燃ごみ]」、「有害ごみ」の8区分となっています。

表1-2 本市のごみ・資源物の区分

分類		品目
燃えるごみ		生ごみ、プラスチック製品、木製品、布類、革製品、発砲スチロール、木の枝 等
資源物（紙類）		新聞紙・チラシ、雑誌類・書籍、ダンボール、飲料用紙パック、紙製容器包装（雑がみ） 等
粗大ごみ・ 家電製品（一部）		大型の燃えないごみ、一部の家電製品
燃えないもの	カン（資源物）	飲料・食料用
	ビン（資源物）	飲料・食料用
	ペットボトル（資源物）	飲料・食料用
	不燃ごみ	小型の金属製品・家電製品、ガラス類、せともの類 等
有害ごみ		乾電池、蛍光管、鏡、水銀体温計

#### 4 計画目標年次

本計画の計画期間は平成 31 年度を初年度とし、平成 40 年度までの 10 か年を計画期間としてごみの減量化・資源化を推進します。

また、本計画では平成 35 年度を中間目標年度とし、平成 31 年度から平成 35 年度の前期計画の事業を見直し、平成 36 年度から平成 40 年度の後期計画に反映します。

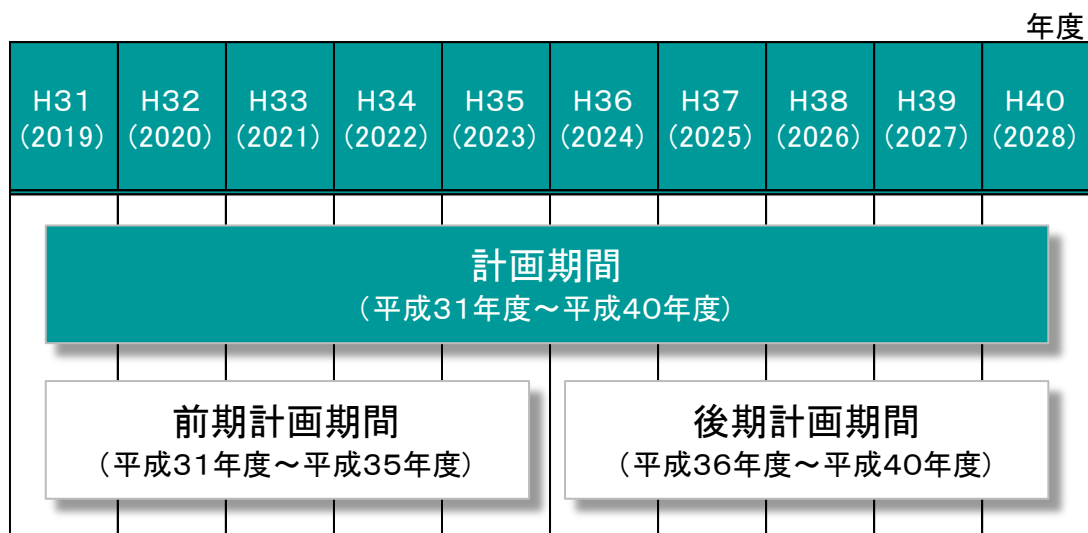


図 1 - 5 本計画の計画期間

#### ※年度表記について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法及び同法の施行期日を定める政令により、平成 31 年 5 月 1 日に改元されることが決まりました。

本計画では「平成」と表記していますが、改元後については、次のとおり読み替えます。

西暦	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
平成	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
新元号	元年※	2 年	3 年	4 年	5 年

(※2019 年は 4 月 30 日まで平成、5 月 1 日以降は新元号)



## 5 計画の進行管理

計画はおおむね5年ごとに見直すとともに、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要な見直しを行います。

進捗状況や達成状況については、PDCA サイクルを適切に運用し、計画の進捗状況を把握しながら、継続的な評価と見直しを進め、計画の実効性を高めます。

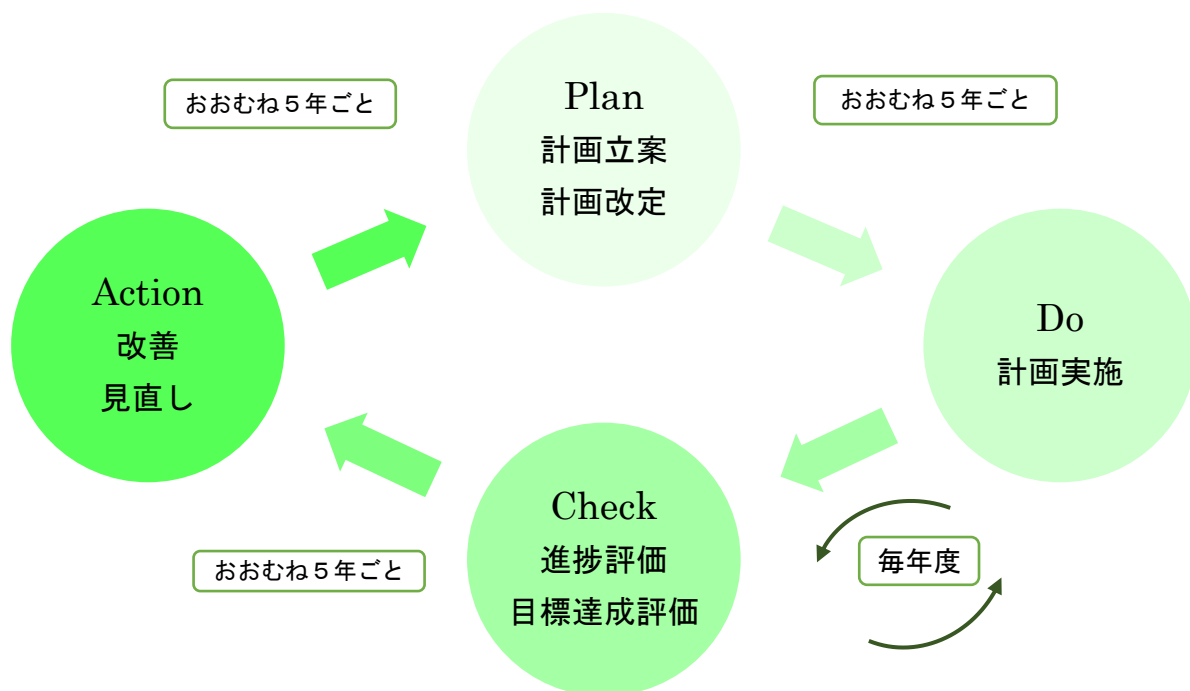


図1-6 計画の進行管理